

「少年事件における簡易送致事件の処理要領」の策定について（通達）

平成 26 年 4 月 23 日

警察庁丙少発第 23 号、警察庁生活安全局長から各都道府県警察の長宛て
（参考送付先）庁内各局部課長、各附属機関の長、各地方機関の長

（概要）

本通達は、犯罪捜査規範第 214 条第 1 項に規定する検察官又は家庭裁判所が指定する少年事件の処理要領を定め、示達したものである。